

令和6年度 第3回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会  
議事録

開催日時：令和6年3月4日（火）10:00～12:00

場所：Web 会議

【議題】

- (1) 支援証明書制度の試行運用結果及び本格運用の検討について
- (2) インセンティブ施策の検討状況について
- (3) その他報告事項

【資料】

- ・ 議事次第・委員名簿
- ・ 資料1 支援証明書制度の試行運用結果及び本格運用の検討について
- ・ 資料2 インセンティブ施策の検討状況について
- ・ 資料3 経済的インセンティブに係る国内外の動向
- ・ 参考資料1 支援証明書の情報開示への活用に係る考察資料
- ・ 参考資料2 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に係る検討状況について
- ・ 参考資料3 自然共生サイトに係る支援証明書発行申請書記載要領（案）

【議事】

1. 開会

- 事務局・玉谷 定刻になりましたので、ただいまより「令和6年度 第3回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」を開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、アビームコンサルティング株式会社の玉谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日の検討会につきましてはWEB会議での開催となっており、委員の皆さまはオンラインで御出席いただいております。また、本日の検討会は公開させていただいており、傍聴の方がいらっしゃることを予め御承知おきください。本会議においては、委員、オブザーバーの皆さまは、御発言の際は挙手ボタンにてお知らせいただくか、一声おかけください。会議中は、ハウリング等防止のため、基本的にミュートとしていただき、御発言の際はミュートを解除してからお話しください。また、チャットの使用を控えていただき、お時間が許す限りは口頭での御発言をお願いいたします。傍聴の皆さまは御発言いただくことはできませんので御了承ください。

続きまして、お手元の資料の確認ですが、議事次第に記載の「資料一覧」につきまして、不足の資料がございましたら事務局にお知らせ下さい。なお、環境省ホームページにおいても本日の資料を公開しておりますので、傍聴の皆様はそちらをご参照ください。

続きまして、出席者をご紹介させていただきます。

国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 室長の角谷拓委員です。

- 角谷座長 角谷です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・玉谷 三井住友信託銀行株式会社 サステナビリティ推進部 Technology Based Finance チーム 担当部長の後藤文昭委員です。
- 後藤委員 後藤です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・玉谷 経団連自然保護協議会 事務局長の酒向里枝委員です。

- 酒向委員 酒向です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 神戸大学・大学院人間発達環境学研究所 教授の佐藤真行委員です。
- 佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 公益財団法人日本自然保護協会ネイチャーポジティブタスクフォース 室長の高川晋一委員です。
- 高川委員 高川です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 名古屋市役所 環境局 環境企画課 担当課長の土屋佳弘委員です。
- 土屋委員 土屋です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 MS&ADインシュアランスグループホールディングス サステナビリティ推進部 TNFD専任SVP/MS&ADインターリスク総研 基礎研究部 基礎研究グループ 上席フェローの原口真委員です。
- 原口委員 原口です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 慶應義塾大学経済学部 准教授の森田香菜子委員です。
- 森田委員 森田です。よろしくお願いします。
- 事務局・玉谷 議事次第にございますように、事務局のほか、関係省庁からもオブザーバー参加いただいております。  
 それでは、ここからの進行は角谷座長にお願いいたします。角谷座長どうぞよろしくお願いします。

## 2. 議事

### (1) 支援証明書制度の試行運用結果及び本格運用の検討について

- 角谷座長 それでは議事次第に従って進めます。議事1の支援証明書制度の試行運用結果及び本格運用の検討について、事務局から説明をお願いします。
- 菊池室長補佐 環境省生物多様性主流化室の菊池から資料1を説明させていただきます。これまでの検討状況を振り返りつつ、本日の論点に進めさせていただければと思います。  
 2ページ目です。支援証明書について、TNFD等への活用という側面を含めて、今年度も記載のメンバーで、支援証明書試行ワーキンググループという場で、今年度は4回、具体的な議論を行ってまいりました。  
 3ページ目です。こちらは今年度のスケジュールです。ワーキンググループは4回、検討会は本日が3回目となりまして、今年度最終の回となっております。本日は、試行運用の実施結果及び課題の報告、そして令和7年の以降の本格運用に係る実施方針の報告をさせていただきたいと思います。  
 4ページ目です。支援証明書の背景である地域生物多様性増進法についてです。令和6年4月に成立をしまして、令和7年4月1日から施行となります。これにより、今後認定制度は本法律に一本化されて、自然共生サイトというこれまでの認定から、今後は増進活動実施計画として認定という形になっていきます。そうした地域生物多様性増進法の動きも踏まえて、支援証明書制度も検討してまいりました。  
 5ページ目です。参考資料として、これまでの自然共生サイトと、地域生物多様性増進法の違いをまとめた表になります。左のグラフにありますとおり、これまでの既に生物多様性が豊かな場所の維持に加えて、今後の法律では、回復や創出の概念も対象になる予定です。  
 6ページ目です。支援証明書の証明範囲についてです。支援証明書は、本紙と別紙の2枚に分けて、本紙の方を証明範囲としております。本紙に載ってくる情報としては、支援したサイトの情報、支援内容、ロジックモデルなどが含まれています。別紙の方は、企業による本業との関連や自由にアピールしたい内容などが記されます。  
 7ページ目です。支援証明書の証明範囲のイメージがこちらになっておりまして、具体的な証明範囲は下の図にありますとおり、インプットの事実と、アクティビティに活用されることの事実ということで整理しております。赤矢印が実線部分になります。その先の赤矢印の点線

の部分、アウトプットやアウトカムにつきましては、地域生物多様性増進法、自然共生サイトで認められます、青矢印の部分のアウトプット、アウトカムなどを見据えた活動が計画に記載されておりますので、支援証明書としては、インプットやアクティビティが地域生物多様性増進法の内容に沿うものであるということを確認することで、まだ実績が出ていない段階でも、アウトプット、アウトカムに繋がるだろうということの確からしさのある程度担保できると考えて、ロジックモデル全体を証明することとしています。また、地域生物多様性増進法では、認定後も生物多様性の価値の増進がなされているかを定期的なモニタリングで確認する予定です。支援証明書においては、アウトプット、アウトカムの実現のために、そうした地域生物多様性増進法との連携が重要になってきます。

8 ページ目です。支援証明書の試行版の発行イメージがこちらです。ロジックモデルでは、先ほどのページの点線部分の考え方を説明したとおり、「記載のとおりアウトカムが出ることを保証するものではない」といった注意書きや特記事項において「記載の内容は申請者による任意の記載であり、環境省の証明範囲には含まれない」といった留意事項が記載される予定です。

9 ページ目です。その他に、これまでのワーキンググループや検討会において議論をいただいたポイントをまとめております。1 番目の証明範囲については、今述べたとおりです。2 番目の企業版ふるさと納税や基金などの中間組織を経由した支援については、通常の1対1の支援と同様に、インプットが自然共生サイトのアクティビティに活用されたという資金の流れを証明できることを発行条件とすることとしました。3 番目の有効期間及び更新・失効の考え方ですが、有効期間については、定期的な更新を求めない方針としました。その代わりに、ホームページ上で支援証明書情報を公開できるようにすることで、自らのモニタリングを促していきたいと考えております。さらに支援証明書の取消規定を定めることとします。それ以外の軽微な変更についても、認めるという整理をさせていただきました。

10 ページ目です。また、これまでのワーキンググループでは、支援証明書制度の概要やその意義を企業の皆さんに説明するための資料を整理しました。図にありますように、普段、企業などの経済活動は、自然資本に依存して、恩恵を享受しています。その自然資本を喪失することは、持続的な経営上の明確なリスクとなり、経済活動を持続的なものとするためには、各企業におけるネイチャーポジティブ経営への移行、つまり生物多様性の保全の取組が必要になってきます。ただ、自社で土地をお持ちの企業は自然共生サイトに登録したり、活動したりすることで直接的な貢献ができますが、そうでない企業の場合は、地域で繋がりがあがるサイトやバリューチェーン上の取組について、間接的に支援することが有効になります。支援証明書は、そうした間接的貢献の内容を証明するものとなっております。なお、TNFD では、自然関連のリスク等に対し、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方に沿って、まずは負の影響を回避、低減をした上で、自然の回復、再生に取組むことが望ましいとされております。そのため、企業として自然共生サイトへの支援を通じて、自然の回復、再生への貢献の意思を示すということで、ネイチャーポジティブ経営への移行を市場にアピールすることができるのではないかと考えております。

11 ページ目です。TNFD と支援証明書の関連性についても考察をしております。下のイメージ図を見ていただきますと、TNFD の提言やガイダンスといった情報開示において、自然への依存影響やリスク機会の評価に対して、企業としてどのような活動を行っているかの説明が求められることとなります。支援証明書では、そういった内容をロジックモデルを用いて、論理的かつ具体的に説明・整理をして、内容の論理的な妥当性向上に繋がるとしております。そういった観点で、TNFD における説明の補助資料として活用が期待されるのではないかとこの考察をしております。

12 ページ目です。また、TNFD では、組織に求められる変革の対応指針として、移行計画の策定ガイダンス草案を公開しております。移行計画は、2030 年目標の GBF ターゲットに対して、

組織の目標やターゲット行動、説明責任のメカニズム、予定されたリソースを定めた組織全体の事業戦略の一環であるとしています。移行計画が求めている内容は、下のイメージの図にあるように、インプットがリソースを説明していたり、アクティビティが行動を示していたり、支援証明書のロジックモデルと対応して説明できる可能性があるのではないかと考えています。

13 ページ目です。以上の振返りを踏まえまして、本日の論点ですが、支援証明書の試行運用結果及び本格運用の検討について、本資料の中で議論させていただければと思っております。その他の報告事項として、後半に資料 2、その他インセンティブ施策の検討状況について、資料 3 として、経済的インセンティブに係る国内外の動向に関する調査報告をさせていただければと考えております。それでは早速試行結果の御報告をさせていただきます。

15 ページ目です。まず、本年度の支援証明書の試行版の申請は、13 件の正式の申請と 22 社からの問合せがありました。現在は申請があった 13 件について審査を進めているところです。申請されたもののうち、何件かは自然共生サイトに認定されていない区域への支援であったり、販売行為に対する支援申請だったりとということがありまして、証明書の発行対象外だったことが確認されたため、発行に至るのは数件減ってしまう見込みです。本格運用に向けては、記載要領において発行対象をわかりやすく明示するなど、事務局として改善を図っていきたいと考えています。円グラフには、今回の申請者の属性をまとめておりまして、区分としては 13 件全てが株式会社となっております。一方で、上場の有無や TNFD への活用の検討については、おおむね半々ぐらいに分かれる結果となりました。いわゆる大企業以外で、TNFD ではない、CSR 的なニーズも一定程度確認できたということが特徴的かと思っております。

16 ページ、17 ページ目です。実際に受付けた申請内容の一覧表になります。審査途中のため、企業名は特定できないように表現させていただいております。金銭的支援、技術的支援、人的支援など、様々な支援がございました。基金を通じた寄付といった間接的なパターンもいくつかございます。その中で、代表的なものについて説明します。例えば 4 番目の建設会社は環境省の昨年度のマッチングがきっかけで支援に結びついたという事例になっております。建設会社が持つ土木技術を生かして、湿地の深掘れ対策などの技術的支援や自然共生サイトからの茅を購入し、新素材や施工方法の開発などに活かさないかといった金銭的支援を行っているということで、申請をいただきました。また、5 番目の地方銀行などの地域に近い企業で、地域に繋がりのあるサイトへの支援も確認できました。

18 ページ目です。支援証明書の審査プロセスは、表のとおりです。申請時の主なチェックポイントとしては、TNFD の活用を念頭にしているか、支援に対して金銭の受取りはないか、提出資料で事実証明ができているか等を確認しております。修正依頼を複数回に渡って行うこともありました。

19 ページ目です。試行を通じて検討した課題と、次年度に向けた対応方針をまとめています。まず、ポイント①です。具体的な事例のイメージは、22 ページにありますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。支援内容に対して、少額でも金銭等の受け取りがあった場合の支援証明書発行について、これまで議論では、支援であるか否かの判断が難しいなどの理由で、支援証明書の発行対象外として整理をしておりました。今年度の試行で環境コンサル系の企業より、実施した技術的支援に対して少しでも金銭を受取っていた場合、支援証明書の発行対象外かという問合せをいただき、検討いたしました。金銭の受取りがある場合でも、交通費等の実費的な金銭の支払いもあるかと思ひ、ワーキンググループ委員の皆様にも議論いただきました。方針を下に記載してございます。実質的な対価というと、どこまでのディスカウントであれば、実質的な対価に該当しないかといった、明確な基準は存在しないということで、やはり販売行為に対しては、支援証明書を発行しない方針は維持したいと考えております。一方で、社会通念上、受入れ側が支払うことが妥当な範囲なもの、例えば交通費等について

ては、記載要領で限定的に列挙し、その中に収まるものについては、発行の対象としたいと考えております。

次に、ポイント②です。インプットの事実が確認できない場合、これから支援を予定している場合の支援証明書の発行についてです。これまでのワーキンググループの議論では、支援内容の証明範囲はインプットの事実、アクティビティに活用されることの実事であると整理をしておりました。主に人的、技術的支援の場合、これから支援を予定している内容について、包括的に支援を行う場合などに、実際に活動に着手していない段階での申請がありました。覚書などで、将来的な内容について、2社間で合意ができていない場合であっても、申請時点でインプットの事実が確認できない場合は、その後の活動が確実に実行されるか、100%保証できないことが課題であると考えております。そのため、活動が実施されていない場合は、支援証明書の審査時には、あくまで計画に合意されているところまでを確認していますということを明記した上で、発行したいと考えております。

20 ページです。次に、ポイント③です。基金などを経由した間接的な支援の内容についてです。具体的な事例のイメージは24 ページにありますので、併せてご覧いただきたいと思いません。第2回ワーキンググループの議論で、基金等を経由した間接的な支援の場合は、インプットからアクティビティの資金の流れを証明できることを発行の前提としておりました。今回の試行においては、基金の管理者、中間組織の方々に対しても、インプットの拠出先が、自然共生サイトの活動に支出されるという確認を行いました。ただ、基金の性質によっては、資金の用途を特定していないなど、様々な理由により、自然共生サイトへの資金の流れが、特定できないものもあるかと思われます。今回の申請でも実際にございました。方針としましては、インプットが自然共生サイトの価値の維持、向上に活用されるということを確認することができた場合は、支援証明書の発行となるが、確認できない場合は対象外とするという原則を維持したいと考えています。ただ一方で、地方公共団体、または地方公共団体が認める中間組織に限り、地域レベルの生物多様性に関する目標と予算配分計画を持っている場合は、証憑の確認ができなくとも、発行の対象としたいと考えております。

次にポイント④です。支援証明書の発行費用が約10万円ということで、今回9万9千円（税込み）で行った妥当性についてです。経緯として、申請件数が伸びない原因として発行費用が高額額であるというフィードバックを、検討会の委員や申請者からいただきました。ご覧いただいたフロー図のとおり、案件によっては事前の相談等のコミュニケーションが数回往復したということで工数がかかるため、実際10万円を超えることが場合によってはありました。制度の維持継続のためにも、10万円というのは必要最小限で妥当ではないかと事務局として考えております。そのため、本格運用開始後も申請者から発行費用約10万円程度を徴収することと考えておまして、本格運用後も実態に応じて柔軟に金額の設定については検討を行うことにしたいと考えております。

21 ページ目です。最後、ポイント⑤です。TNFD 活用を目的とした申請に対して、事務局として助言すべき範囲についてです。TNFD に活用するためにどのようにロジックモデルを記載すべきか、という相談があり、事務局として可能な範囲で助言をしてきたところですが、やはり個々の企業の状況や、戦略、計画を踏まえて助言するということまで難しく、事務局としてそのような役割を担うのは困難であると考えています。方針としては、支援証明書の TNFD 活用については事業内容や企業戦略に関するものであるため、まずは具体的に自社の中で検討していただくべきであると考えています。そういったことをお伝えしつつ、基本的な考え方については、参考資料1のような TNFD と支援証明書の関連性の考察などを用いながら、可能な範囲で助言をしたいと考えております。以上、5つが試行を通じて見えてきた課題と、次年度に向けた対応方針となっております。

26 ページ目です。年度内のスケジュールについて、現在発行にかかる手続きを進めており、3月下旬までには支援証明書の試行版を発行して、発行された証明書は、30by30 という環境省のウェブページで公開したいと考えております。

27 ページ目です。来年度の本格運用では、前期と後期に分けて1年に2回受付を行い、2回発行を行うということを考えております。夏頃の募集を目指して進めてまいります。次年度も引続き、必要に応じて定期的なフォローアップの場を設けさせていただければと考えております。資料1につきまして、御説明は以上となります。

- 角谷座長 事務局ありがとうございます。ただいまの説明について、ワーキンググループ座長の原口委員からコメントをお願いしたいと思っております。原口委員、お願いできますでしょうか。
- 原口委員 ありがとうございます。事務局から御説明いただいたとおり、支援証明書制度のかなり緻密な議論が、ワーキンググループの委員の中で行われました。支援証明書制度を使う側、特に情報開示に利用したい側の視点をもつ委員と、金融機関等、開示された情報を利用する側の視点を持つ委員がそれぞれいるということで、ユースケースを想定しながら深い議論がされました。特にロジックモデルを今回中心に据えたことで、TNFD 等の国際的なフレームワークにも整合したような設計になっているのではないかと考えております。

一方で、今回の試行で申請されてきた企業の方々の申請を確認しますと、国として認定しても良いのかというグレーゾーンにかかるようなものもありました。TNFD のフレームワーク自体は、自社が自然に対しての依存・インパクトを通じ、ネガティブな影響を予防しているもの、もしくはリスクになるようなものを改善するための活動に取り組んでいくというものです。そこに、金銭の授受があるようなことは、TNFD として懸念しているわけではないのですが、あくまで日本の法律に基づいた制度の中で国が認定するという中で、ある意味若干勇み足になるような取組まで認めて良いかという視点で、そのようなことを抑止する議論がなされました。

一方で、今回試行に申請いただいた企業の皆様は、ネイチャーポジティブに対して取組を進めたいという方が潜在的に多いのではないかとということも分かりました。本格運用に向けて、自然共生サイトの認定でも順番待ちという状況になったと伺っておりますので、同じようにならないよう、スムーズに対応ができればと考えております。

また、TNFD との関連の考察資料も作っていただきました。これは非常に重要で、実際に制度を使う企業の皆様はこのようなことを配慮して活用することが重要になります。

もう1つは、こういった日本の取組、環境省の取組が、国際的に認知いただくことで、制度を使う企業の皆様にとっても、情報開示の際に、こういった制度に基づいて、自分たちのネガティブインパクトやリスクをミティゲートしますという説明がしやすくなりますので、環境省の皆様にはお願いしているのは、こういった情報をできるだけ英語で発信して、理想的には TNFD のガイダンスの中で引用されるような状況にもっていただきたいと思います。成功事例として、国土交通省の都市緑地に関する認定制度が、先日、TNFD のガイダンスに初めて日本の制度として引用されました。そういったことを併せて、国内普及と同時に並行して進めていただきたいと思いますと考えています。以上です。ありがとうございます。

- 角谷座長 原口委員、ありがとうございます。それでは、委員の皆様から質問・意見を願いたいと思っております。いかがでしょうか。それでは、高川委員、お願いいたします。
- 高川委員 よろしく申し上げます。3つ意見があります。まず1つ目です。今回、支援証明書の申請数をとっても心配していたのですが、想像以上にたくさん集まって、大変安心いたしました。特に TNFD との関連が丁寧に書かれているのはすごく良いと思えました。これについての意見です。現在、TNFD で移行計画に関する個別のガイダンスの公表の準備が進んでいるかと思っております。そこで述べられているランドスケープアプローチについて、もう少し丁寧に取り上げて、支援証明書の申請を考えられている企業さんに発信してはどうかと思っております。TNFD において、自然のリスクを1社や自社の敷地内だけでは取組むのは不可能と思われる。周辺も含

めて、流域や景観レベルで取組むものになりますので、そういった形で、例えば上流域に自然共生サイトがある会社や、周辺の陸地と自然共生サイト（自社の緑地）、あるいは事業地が繋がってれば、企業としても支援しやすくなると思います。

2つ目です。支援証明書の有効期間に関する意見です。支援証明書の有効期間を設定しないと資料にあります、どのような意味でしょうか。これから企業が支援する期間を指しているのか、支援について何年まで証明するという環境省側の証明期間を指しているのか、どちらになるか、先に教えていただければありがたいです。

- 角谷座長 それでは、今の点についてお答えいただけますか。
- 菊池室長補佐 はい、御質問ありがとうございます。有効期間については、環境省が記載内容を証明する期間ということ想定しており、それは設定しないということで考えております。
- 高川委員 ありがとうございます。どちらなのかが分かりにくい表現なので、単語をもう少し工夫すると良いかと思えます。その場合、逆に、いつからいつまで支援したという期間に関しては、企業側で決められるということによろしいですか。
- 菊池室長補佐 その認識です。8ページ目を提示しますが、支援実施日もしくは支援期間ということで、企業さんが単発で支援したのならその日時、継続的な支援であれば、その期間を各企業さんの裁量で記載いただく形となっております。
- 高川委員 支援期間についても何か目安はあった方が良いのではないかと思います。自然共生サイトの計画認定が5年ということですので、5年あるいは最長10年を目処に設定くださいますのはどうでしょうか。

3つ目です。技術的支援に関して、幸い、既存の技術で支援するという方が多かったと思いますが、新規で技術開発を行って、それを使って支援するとなると、かなり不確実性が伴います。少なくとも何年までにその技術を開発して、何人に支援するといった計画の工程表を添付いただく方が良いかと思えますので、新規の技術開発を伴う支援について、どこまでを証明対象とするかは、再考いただいた方が良いのではないかと思います。以上です。

- 角谷座長 はい、ありがとうございます。主にガイダンスの充実といった観点等の3点、事務局から回答はございますか。
- 菊池室長補佐 はい、御意見ありがとうございます。まず、支援期間の目安は5年と、自然共生サイトの認定に合わせた方が良いのではないかとということで、まさにおっしゃる通りと思えます。現状、特に規定を書いていなかったため、記載要領で自然共生サイトと併せて、5年程度という旨はガイダンスに記載できると思えます。また、技術的支援については、まさに今おっしゃっていただいたような事例に該当するものが試行でも事例としてございました。建設会社様が、自然草原の改良を支援している内容となるのですが、2030年の支援計画ということで、茅場の活用にあるような素材開発、施工方法開発、それを使用して茅場を保全するという具体的な工程表を2030年までという形で示していただいております。このように提出いただくと事務局としても確認しやすいと考えております。ただ一方で着手がされていない内容については、計画が合意されていることを確認できた範囲のみを証明したということ支援証明書に表現したいと考えております。
- 角谷座長 ありがとうございます。それでは、土屋委員からまずお願いいたします。
- 土屋委員 はい、ありがとうございます。名古屋市の土屋です。ワーキンググループの方で議論いただいて、本格運用に近づいてきているということで、ありがとうございます。私からは18ページの審査プロセスについて質問をさせていただきます。例えば、本市の自然共生サイトは公有地であり、主に活動されているNPO団体は申請者になっていない。ある支援者さんが、金銭的支援をそのNPO団体に行った際に、インプットの確認は申請者にされるのでしょうか。それとも、申請者である本市にされるのでしょうか。
- 角谷座長 はい、事務局、いかがでしょうか。

- 菊池室長補佐 御質問ありがとうございます。間接的な支援についての質問ということで承りました。事実確認等は、全て申請者を通じて確認させていただきたいと考えております。
- 土屋委員 ありがとうございます。サイト内で活動している団体が複数ある場合、どこが支援証明書の対象になるのでしょうか。
- 角谷座長 事務局いかがでしょうか。
- 事務局・玉谷 土屋委員ありがとうございます。事務局アビームの玉谷と申します。先程、土屋委員がおっしゃったケースは、NPO がどこかの地方公共団体に資金を通じて支援をしたというケースでお間違いないでしょうか。その場合は、支援証明書を受取るのはNPO 団体になります。
- 土屋委員 もう一度説明いたします。ある支援者が、活動されているNPO 団体に金銭の支援をした場合についての質問になります。
- 事務局・玉谷 ありがとうございます。例えばある企業が、活動しているNPO 団体に寄付等の支援を行いました。その活動団体が、例えば名古屋市のサイト内の自然共生サイトにおいて活動を行われたというケースでしょうか。
- 土屋委員 そうです。
- 事務局・玉谷 その場合、支援証明書を受取る方は、支援を行った企業になります。活動を行っているNPO 団体がサイト内に複数ある場合でも、その情報は支援証明書には記載されません。そのため、複数のNPO 団体が活動されていたとしても、発行される支援証明書は1枚で、それを受取るのは実際のインプットを行った企業となります。
- 土屋委員 それは活動されている団体が、どういう活動をされていて、自然共生サイトの保全に寄与しているかというのは、事務局で判断をされるということですか。
- 事務局・玉谷 その認識です。
- 土屋委員 ありがとうございます。
- 角谷座長 土屋委員、以上でよろしいでしょうか。
- 土屋委員 はい、ありがとうございます。
- 角谷座長 それでは次、森田委員からお願いいたします。
- 森田委員 ありがとうございます。私も支援証明書とTNFDのリンクが明確になった点がとても良いと思いました。1点基本的なことですが、自然共生サイトにかなりの件数が認定されている中で、今回の試行申請問合せをしてきたのが22社で、その中でさらに少ない13件の申請があったということですが、まだ支援証明書を申請する準備ができていないから少ないのか、それとも自然共生サイトで十分と思っている企業が多いから少ないのでしょうか。改めて費用を払って証明書もらうことに、新たなインセンティブがどの点にあるのか、現時点で分かってきたことを教えていただきたいと思います。自然共生サイトに認定されたことで、ある程度国から認めてもらえたといえる部分があるかと思えますし、最近様々な生物多様性関連のアワードがあると思います。今回、企業の名前の記載がないため、分からないのですが、他のところでもアワードをもらっていて、今回も証明書もらいたいといった、元々取組が有名な企業が集まってきたのでしょうか。新たに支援証明書もらうことで、さらに申請者側として取組を進めようというインセンティブに繋がるようなことが試行を通じて分かってきたか、教えていただけるとありがたいです。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。今後の展開というところも含むと思います。よろしく申し上げます。
- 菊池室長補佐 質問ありがとうございます。今回の13件につきましては、事務局としては想定していた程度の規模感だったと考えております。自然共生サイトは、自社で土地をお持ちの方々を対象ということで、支援証明書は自然共生サイトとまた別の形での支援活動を行ってきた方々からの申請を想定しております。自然共生サイトの申請件数と必ずしも一致はしないと考えておりました。また、新たに費用を払って支援証明書を取得するインセンティブが何なの

かというところでは、実際に申請者に聞取りはしていないところではありますが、内容から考察するに、TNFDの活用を検討している大企業や金融機関がいらっしゃる一方で、恐らくTNFDに活用することを念頭に申請していないであろう、いわゆる中小企業の方々がいらっしゃいました。その方々は、長年実施した金銭的な支援、社員のボランティア活動といった地域貢献の内容を、改めて国のお墨付きという形で証明書を取得したいといったニーズがあるのではないかと考えております。

- 森田委員 これから申請が増加する見込みはありますでしょうか。ある程度、元々想定していた範囲内であったのであれば、新たに申請する方が広がるのか分からない状況です。他にも別途相談を受けていることはありますでしょうか。
- 事務局・玉谷 事務局アビームの玉谷です。私から1点補足させていただきます。申請は増えていく見込みがあると感じております。現状、22件問合わせをいただいている中、中には、申請には至りませんでしたが「我々の支援は発行対象になるか」といった御相談がありました。その他にも、「支援を受けているのですが、支援を継続いただくために支援証明書制度を支援者に紹介したく、制度について詳しく説明いただきたい」といった御相談がありました。そういったことを踏まえると、支援を受ける側の方々から申請が広がっていくケースもあるかと思ひ、可能性を感じているところです。また、2点目に御質問いただいた「自然共生サイトが認定されているが、さらに支援証明書でアピールしようとしているのか」という点につきまして、13社の中で自然共生サイトを有していない申請者が多数を占めております。自然共生サイトを有していないため、支援証明書によって環境保全活動への貢献をアピールしたいといった企業が多くいらっしゃると思ひました。そのため、これらの理由から増えていくのではないかと感じているところです。
- 森田委員 ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。本格運用始まるということで、制度を知ってもらうための取組も、これから大事になるのと思ひました。それでは佐藤委員をお願いします。
- 佐藤委員 御説明、どうもありがとうございます。大変緻密に制度設計していただいて、大きな問題はないのではないかとと思ひますが、1点確認させていただきたいです。ロジックモデルについて、自然が相手になるため、TCFDに比べてさらに不確実性の高い対象になってくると思ひます。例えば、大雨や昨今発生したような山火事が起きたとすれば、当初のロジック通りにならない場合も多く発生すると思ひます。当初のロジックや計画通りにならなかった時に柔軟にロジックや計画を修正することを認めた方が良いのではないかとと思ひ一方、悪く言えば、頻繁に変わりうる「ロジック」にどれほど意味があるのかとも感じております。最初の高川先生の御質問にも関連しますが、有効期間が特に明記されていない、あるいは5年とした際、その有効期間内でロジックを自由に変えることを許すのでしょうか。事務局では確認しないという方針でしたけれども、ある程度支援内容の確認はあった方が良いのではないかとと思ひました。ロジックモデルのみに限らず、中身の変更についての方針を確認したく御質問いたします。どうぞよろしくをお願いします。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局からお願いいたします。
- 永田室長 御指摘ありがとうございます。環境省の永田です。支援証明書につきまして、9ページ目に有効期間の考え方について示しております。おっしゃるように、想定通りにならない場合もあると思ひます。その場合、1つ1つモニタリングしていくべきか、これまでも議論されました。しっかりモニタリングしていくという考え方もあるかと思ひますが、そちらは自然共生サイトが有効期間内においての実施状況がモニタリングされていくということで、カバーされるのではないかとと思ひます。支援証明書のコンセプトとして、証明書の発行時点で想定されたロジックモデルが確からしいかどうかという点を確認した上で、証明をすることとしております。但し、実際どのような状況の確認は、証明書を活用する、あるいはそれをご覧になる読み手の方も確認したい場合があるかと思ひますので、我々の方で

現在整備をしている 30by30 のホームページに、支援証明書についてのウェブサイトを構築いたします。そこで情報について追記いただけるようにすることで、バランスをとりたいと考えております。

- 佐藤委員 分かりました。ということは、例えば、異常気象等の予測できない自然の影響を受けた際は、そういうウェブサイトを通じて柔軟に、活動内容やインプット、アウトプットの関係を更新していくという認識で宜しいでしょうか。
- 永田室長 はい。支援証明書の発行を受けた方が必要に応じて追記をできるようにしたいと考えております。
- 佐藤委員 はい、わかりました。ありがとうございました。
- 角谷座長 ありがとうございます。それでは次、酒向委員、お願いできますでしょうか。
- 酒向委員 ありがとうございます。先程の点と関わるところで確認させていただければと思います。1つ目です。19 ページ目の下にある、包括的に支援を行う計画であるが、執行はこれからであるという状況においては、審査時にはあくまで計画に合意されているところを確認したものであるということを明記した上で、発行するという方針は良いかと思えます。その後、実際に執行したという段階になった際、支援証明書を受け取った会社が、支援証明書の記述を変えたい場合、改めて審査をし直して、10 万円払って審査をするという形になるのでしょうか。それとも、先ほど永田室長からあったように、ホームページに記載いただくように案内するのでしょうか。

2つ目です。全く違う側面で、20 ページについて質問させていただきます。基金を経由した間接的な支援の確認について、「地域レベルの生物多様性に関する目標と予算配分計画を持っている場合は支援証明書の発行ができるものとする」という点について、増進活動実施計画でなくても、地方自治体の基金については、支援証明書の発行ができるということなんでしょうか。「地域レベルの生物多様性に関する目標と予算配分計画」が、どのようなものか、増進活動実施計画の内容であるか、質問させていただければと思います。もしそうでない場合、法律の立付け上、混乱すると思ったため、質問させていただきました。

意見として、3つ目です。先ほど原口さんがおっしゃった点に賛同します。支援証明書が、国際的な位置づけで認知していただくことがとても大事だと思います。是非、環境省に頑張っていたいただきたいと思います。以上、2点質問と1点意見です。

- 角谷座長 ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。
- 菊池室長補佐 御意見ありがとうございます。まず1点目の質問について回答します。記載要領を参考資料に案として載せているのですが、必要な証憑の確認をして、着手した事実を事務局に提出いただければ、軽微な変更として、記載内容の更新・修正という対応をさせていただきたいと思えます。費用については、特段記載はないのですが、最小限となるように配慮したいと考えております。

2点目の質問につきまして、地方公共団体が計画として、地域戦略のような形で、地域単位や領域単位で、地域の生物多様性に関する目標を掲げています。それに対する予算配分計画を持っている場合がございます。そういった上位計画や、企業版ふるさと納税等で、地域内の自然共生サイトに対する支援テーマで金銭を募っているような自治体もあります。そういった自治体が思い描くような目標や、予算配分計画というものにつきましては、インプットからアクティビティの資金流れを個別に確認するというよりかは、その計画自体を証憑として確認していきたいと考えております。

- 酒向委員 2点目につきまして、増進活動実施計画ではなくても、地方公共団体の計画については認めるという整理でよろしいでしょうか。
- 永田室長 ありがとうございます。運用について、このような考えに至った経緯として、基金を経由するような場合に、自然共生サイトにインプットされる流れを確認することが基本にはなります。自治体でどこの生物多様性の保全に重点を置いて、どこの自然共生サイトをその中

で位置づけていくか、戦略的に計画を持っているような場合、それに即した形で配慮されるのであれば、自治体の裁量がある程度認めて良いのではないかと考えました。それに従いまして、必ずしも増進活動計画という形でなくとも、上位の生物多様性地域戦略等において、そのような記載が読取れる場合においては、発行できるような整理としたいと考えております。こちらについて、具体的に何が該当かは、運用上確認したいと思います。現時点ではそのような方針で考えております。

- 酒向委員 承知しました。支援証明書の紹介の仕方が同法に基づき、認定されたサイトへの支援となっておりますため、伺わせていただきました。
- 永田室長 また、国際的な位置づけについても、きちんと確認して、発信していく点も非常に重要と思っております。我々の方でも本格運用次第、英語での発信等にも努めたいと思います。
- 角谷座長 はい、御発言ありがとうございました。それでは次、後藤委員から挙手いただいています。御発言お願いできますでしょうか。
- 後藤委員 ありがとうございます。ワーキンググループグループの皆様も含めて、精緻な議論をしていただいた上で運営されていること、非常によく分かりました。ありがとうございます。また、情報開示に関わる制度と思っておりますので、読手側の意識も重要と思っております。その点で質問です。今回議論された中で、読手側の関心を惹起する観点でどのような課題がありましたでしょうか。また、どのようなことを対策として考えておりますでしょうか。  
また、ロジックモデルの変更等様々あるかと思いますが、事務局側のモニタリングやエンゲージメントに頼ることも必要かと思っております。先ほどの質問と合わせて、御回答いただけますと幸いです。よろしく申し上げます。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。いただいた件、事務局いかがでしょうか。
- 事務局・玉谷 アビーム玉谷より回答させていただきます。1点目について、読手側の課題感等の話については、ワーキンググループでも議題に挙がりました。委員の皆様は、支援を行ったことによる差分を確認したいと仰っていました。活動を行ったことにより、どのような効果があったのかということが可能であれば、定量的に分かると良いというような話がありました。一方で、それはまだ難しいという話もあります。2点目で後藤委員がおっしゃったように、また、参考資料1にもございますように、定期的なモニタリング活動をした上で、自発的な発信に頼るといった対応と現時点ではなってしまいます。  
また、2点目につきまして、モニタリング等については、制度の中でアウトプットを認めることはまだ難しいと考えていますが、生物多様性見える化システム等で情報発信に活用することができないか検討を進めております。投資家の方、また投資家以外の方が、情報をキャッチアップできる仕組みの構築は重要と認識しております。
- 後藤委員 ありがとうございます。しっかりと差分を確認する、インパクトを確認する点は重要と思っております。今後、このような支援活動が拡充することによって、総量として、国全体、地域全体で広がっていく施策という観点が、非常に重要なポイントと思っております。今後そのような点も、議論させていただければと思います。以上です。
- 角谷座長 ありがとうございます。それでは原口委員から御発言をお願いいたします。
- 原口委員 後藤委員、ありがとうございます。資料の中で、読手側の視点は、まとまってはいないのですが、読手側の委員が2人いらっしゃいました。そういった委員の意見が制度設計にも十分反映されていると思っております。委員の反応から、読手側としても、制度に対する期待が非常に高いということが分かりました。また、委員の方々も、支援証明書で認定しているのはインプットまでであり、アウトカムまでの保証は難しいのではないかと仰っていました。先ほどの御質問にもありましたが、気候変動のように上手くいかない場合もあります。これは金融商品についても同じで、このようなものに投資するといった場合に、期待するパフォーマンスが必ずしも出るわけではないという点では、同じように捉えています。それより、確実にイン

プットに対してどういうアウトカムを目指すかというナラティブの妥当性が、非常に読手としては重要である。その意味でロジックモデルを記載いただくことで、支援者の方がロジックを明確に筋立てて、自社のリスクマネジメントの中でこのように使うということを考えているという点を、読手側が読取れるような支援証明書になっていることが重要だという御意見がございました。御参考までにお話しいたしました。以上です。

- 後藤委員 ありがとうございます。支援証明書に関しては確かにインプットの証明であるので、その後のことに関しては読手側の対応も重要と認識しております。ありがとうございます。

## (2) インセンティブ施策の検討状況について

- 角谷座長 活発に御議論いただきありがとうございました。それでは、他に発言を希望されている方がいらっしゃいませんので、次の議事に移りたいと思います。それでは続きまして、議事の2点目、インセンティブ施策の検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。

- 菊池室長補佐 それでは、資料2に基づいて説明いたします。

2ページ目です。自然共生サイトの取組を進めるためのインセンティブ施策については、ご覧のように様々なメニューを検討してきたところです。前回9月の検討会に引き続き報告させていただきます。

3ページ目です。支援マッチングについてです。昨年のマッチングでは、25組のマッチングがあり、6組が支援に進んでいます。また、今年度、9月にマッチングページを公開し、令和6年11月5日にマッチングイベントを実施しました。自然共生サイト側が29社、支援を希望する企業が16社で参加され、具体的な議論に進んでいる団体もごございます。引き続き、アンケート等を通じて、マッチング状況についてはフォローアップしていきたいと考えております。

4ページ目です。続いて有識者マッチング制度についてです。有識者マッチング制度は、自然共生サイトについて、専門知識を必要とする申請者の方と、生物多様性の専門的な知識をお持ちの有識者をマッチングする制度となっております。各種相談窓口として、来年度からは事務局としてERCAが参画します。環境省も連携しながら、こうした制度を運営していく予定です。

6ページ目です。今年度の有識者マッチング制度の実施概要について、今年度は、有識者リストの作成と、有識者の現地派遣などを行いました。有識者リストについては、各都道府県の生物多様性地域戦略の検討委員などから、専門性などを総合的に勘案して選出しました。そうした方々に対して、制度の趣旨に関する説明会を開いた上で、協力いただける方々を有識者リストとして取りまとめております。3月中にリストは公開をしていく予定です。現地派遣について、全国8カ所で実施をし、来年度から活用するための有識者向けのガイドライン作成など、御協力をいただきながら、本格運用に向けた制度検討を行ってまいりました。

7ページ目です。2月末時点で、有識者マッチング制度にご協力いただける有識者の方々が全国で延べ108名ということでお集まりいただきました。

8ページ目、9ページ目です。都道府県や専門分野や生態系タイプごとに、リストとしてまとめております。30by30の環境省ホームページでアップして、来年度から、申請者の方にご覧いただきたいと考えています。

11ページ目です。その他の施策ということで、主に交付金関係です。まず、生物多様性保全推進支援事業（交付金）という国の補助金です。これは、ネイチャーポジティブ活動を推進するために、活動実施者の方や中間支援組織に対する活動費の補助を目的とした交付金によります。これまで、企業版ふるさと納税を自治体の裏負担に充てられるようにする等、細かな改正はなされてきましたが、令和7年度は、地域生物多様性増進法の試行に合わせた新規メニューに改正をしていく予定です。

12 ページ目です。表で黄色に編み掛けしております、1 番と 2 番が、地域生物多様性増進法の試行に合わせた新規メニューとなっております。1 番は、活動実施計画の作成などの取組や、支援センターの設置に係る費用の補助で、認定前に係る活動費用の補助です。2 番については、認定された増進活動実施計画等における管理手法の改善や活動内容の向上の取組で、認定後にも活用できる補助となっております。

13 ページ目です。これまでの採択事例で詳細につきましては、環境省ホームページで閲覧できるようになっております。

14 ページ目です。国の交付金以外のインセンティブということで、各地方公共団体による既存の補助金や免税措置のうち、緑地や自然環境の保全に資するものの一覧をホームページにアップしておりました。こちらも多くの方にご覧いただけるような場所ということで、30by30 のホームページにアップする予定です。

15 ページ目の税制についてです。地域生物多様性増進法では、市町村が主となって策定する連携増進活動実施計画に基づいて、市町村活動実施者、土地所有者の 3 者で締結する生物多様性維持協定制度の長期的な活動を担保するための制度でございます。協定を結んだ土地に対する税制上の措置として、一定の土地について、相続税・贈与税の評価額を 20%減額する措置を講ずることとしております。こちらも法施行と合わせて、令和 7 年 4 月 1 日から適用予定となっております。その他のインセンティブ施策についての御報告は以上となります。

- 角谷座長 はい、説明ありがとうございました。ただいまの資料につきまして、御質問、御意見がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。それでは高川委員、お願いします。
- 高川委員 前回も伺ったかもしれませんが、有識者派遣制度について、有識者に何か金銭面の補助はあるのでしょうか。現状、専門家やボランティアで調査いただける方が激減しております。ボランティアとするようでは、最終的には立ち行かなくなると考えています。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。ただいまの点、事務局いかがでしょうか。
- 菊池室長補佐 御質問ありがとうございます。有識者マッチング制度は、国の補助としての費用負担は、来年度からは考えておりません。費用は支援を受ける側の申請者の方と有識者の方で調整をしていただいて、労力に対しての費用を支払っていただくと考えております。有識者ガイドラインの方に、今年度の試行で実際に有識者の方に現地確認でお支払いした金額を記載する想定です。国の謝礼金等の規定に基づき、1 時間あたりでいくら支払ったかを示し、一般的な金額として提示することで、来年度、申請者の方及び有識者の方がお互い、金額について悩まないよう、ガイドラインで示していければと考えております。
- 高川委員 はい、ありがとうございます。現状の運用としては良いと思いますが、恐らく有識者の平均年齢がすごく高いのではないかと懸念しております。この制度がどの程度安定的に続けられるか、引続き検討した方が良いと思います。ありがとうございます。
- 角谷座長 はい、御発言ありがとうございます。それでは次に、経団連自然保護協議会の酒向委員から御発言をお願いいたします。
- 酒向委員 はい、ありがとうございます。資料の 12 ページについて御質問させていただきます。令和 7 年度から施行ということで、(1) と (2) が施行されると思われれます。(1) の「交付対象事業者」に「企業」が含まれておりますが、どのような企業が対象になりますでしょうか。(2) について、「活動の実施主体」とありますが、企業が含まれているのかお伺いできればと思います。以上です。
- 角谷座長 事務局いかがでしょうか。
- 永田室長 ありがとうございます。(1) について、民間企業であっても、自然共生サイトの計画の策定を希望する方であれば、対象に含まれます。(2) について、自然共生サイトの活動主体ということで、これは認定後の計画になります。認定を受けた方であれば、こちらも対象になります。こちらについては、(2) の事業内容に記載をさせていただいておりますが、

計画申請時から審査過程を経て、こういった管理手法が改善すべき点かといった指摘を有識者等から受けて改善するような場合に支援をさせていただくというようなことを想定しております。以上です。

- 角谷座長 御意見よろしいでしょうか。
- 酒向委員 ありがとうございます。企業規模の要件等で縛られるのかを追加でお伺いできればと思います。
- 永田室長 特に企業規模の要件の切りは、していなかったと思います。件数に限りはございますので、その中で必要性を判断させていただくと思います。
- 酒向委員 わかりました。企業にとって予見性があるものにしていただければありがたいです。以上です。
- 角谷座長 ありがとうございます。それでは続きまして、佐藤委員から御発言お願いいたします。
- 佐藤委員 どうもありがとうございます。有識者マッチング制度につきまして、有識者が科学者や大学の研究者の場合、間違っことは言っはいけないという思いが強く、発言にはすごく責任を持つことになると思います。自分の発言が切り取られて、良いように使用されることを恐れると思います。有識者の方々に対してどのような役割を求めるのでしょうか。有識者の発言について、有識者にどこまで責任を持っていただくのか、方針等あれば教えていただきたいです。
- 菊池室長補佐 質問ありがとうございます。有識者マッチング制度のガイドラインで、そのような有識者の方々の懸念に対する対応も記載しております。制度で想定している助言の内容は、例えばモニタリングの手法や、生物調査の手法等と考えております。そういった助言の内容をしたとしても、確実にその自然共生サイトに認定されることを担保するものではないということは、申請者の方にもあらかじめ理解をいただいた上で、相互の関係を築ければと考えております。そういった内容はガイドラインにも明記していきたいと考えています。
- 佐藤委員 有識者リストが公開とされるということで、誰の発言やコメントかが特定されると思い、有識者の方々の負担感というのが大きい制度と思いました。先ほど御指摘があった金銭面もありますが、研究者としての立場を考えると、発言の責任が重大と感じております。発言や助言の使われ方について、慎重に取り扱っていただいた方が良いと思いました。以上です。
- 角谷座長 はい、御発言ありがとうございます。他に委員の皆様から質問・意見とございませんでしょうか。後藤委員、御発言をお願いいたします。
- 後藤委員 有識者マッチング制度について、認識が違っていたらすみませんが、申請をする時点で有識者のお力を借りるという認識をしていました。実際に認定後も有識者の方々の助言は非常に有益だと思います。この制度は申請時点のみで使用できる制度でしょうか。
- 菊池室長補佐 御指摘のとおり、申請前の助言だけではなく、実際の活動をしている中で助言を求める方はもちろんいらっしゃいますので、そうした方も対象と考えています。特段対象を絞らず、あらゆるシーンでニーズがあれば制度を活用していただきたいと考えております。
- 後藤委員 分かりました。先ほど有償無償の話もありましたが、基本的に有償で行われる認識で宜しいでしょうか。
- 菊池室長補佐 基本的には有償で行われることを考えております。一般的な金額はガイドラインで示していきたいと考えております。
- 後藤委員 分かりました。ありがとうございます。
- 角谷座長 ありがとうございます。森田委員、御発言をお願いいたします。
- 森田委員 佐藤先生の指摘されていた有識者リストの観点で、私も懸念があります。申請者と有識者が1対1となると、例えば研究者が1つの企業に加担しているようにも見られてしまうリスクがあると思います。研究者にとってどのようなメリットがあるのか気になります。有識者のグループであれば、誰の発言か特定されにくいと思います。例えば、企業が生物多様性の

取組を行う中で、私個人としては研究者としてニュートラルの立場でいたいと考えております。一企業とやり取りすることは控えたいという考えの研究者もいると思います。この点は慎重に検討していただければと思います。

- 角谷座長 ありがとうございます。事務局、何か回答ありますでしょうか。
- 事務局・玉谷 ありがとうございます。森田委員と佐藤委員の御指摘の点はごもっともだと思います。そこについて、1点補足があります。有識者の方がどの申請者に助言したかというような事例が公開されるわけではございません。ガイドライン等で事例を紹介させていただきたい場合は、必ず有識者、申請者の方に御相談して掲載いたします。
- 森田委員 ありがとうございます。

### (3) その他報告事項

- 角谷座長 それでは、活発な御議論ありがとうございました。議事の3に進みたいと思います。その他報告事項について、事務局から資料の説明をお願いいたします。
- 菊池室長補佐 次に資料3、経済的インセンティブに関する国内外の動向について報告いたします。

2ページ目です。こちらの地図は、最近の生物多様性クレジット制度に関する国際的な検討状況について、IAPB、生物多様性クレジットに関する国際諮問パネルがまとめている資料を地図にしたものです。昆明モニトリオール生物多様性枠組で使われている資源導入手法の1つとして、生物多様性の価値取引、クレジット等が注目を集めております。今年度、国内外における生物多様性に関する価値取引の動向について調査を行いました。

3ページ目です。記載の表のとおり、様々な国において、生物多様性クレジット制度の検討がされております。貢献型か補償型か、運用されているものか現在検討中といったステータスなどもあります。また、市場の種類も、任意市場かコンプライアンス市場か、義務的な市場か、各国の状況によって様々であるということが分かります。

4ページ目です。IAPBではカーボン市場の経験も踏まえて、信頼性の高い生物多様性クレジット市場を発展させることを目的とし、生物多様性クレジットの市場の健全性を高めるためのフレームワークを、COP16で今年発表しております。その中で、ハイレベル原則及び運用ガイドンスというのが発表されております。IAPBでは、コンプライアンスクレジットだけではなく、ボランタリークレジットもターゲットに含めて、生物再生のクレジットについては、右の枠にあるような3つの目的があると整理をしております。①自然目標へのエビデンスに基づく貢献、②生物多様性影響の現地でのオフセット、③サプライチェーン内でのインセットという3つの概念を提示しています。

5ページ目です。ハイレベル原則の内容です。21個の原則からなっております。部分的に、こうしたハイレベル原則と支援証明書制度のユースケースで考えられる部分があると考えておりまして、IAPBとも個別の意見交換を行っております。

6ページ目です。各国の政策の検討調整について御紹介します。イギリスの生物多様性ネットゲインについてです。イギリスでは、2024年の2月より、一部の例外を除く新規の開発事業において、開発予定値の生物多様性の価値を開発前よりも10%以上増加させるという計画を開発者に義務付けるネットゲイン政策を導入しております。生物多様性クレジットは、生物多様性クレジット市場における前進的な取組として、国際的に注目を集めています。ネットゲインの達成は、生物多様性ゲインヒエラルキーの優先順位に従って行くとされており、枠の中をみると、まずは、①オンサイトでのハビタットの創出・強化、開発地内で直接的に生物多様性を貢献させることが最優先とされています。それが難しい場合は、②ハビタットバンクや土地保有を通じたオフサイトのハビタットの創出・強化が、オフサイトでの生物多様性向上が次の選択肢としてあります。さらにそれでも難しい場合は、③法廷クレジットを購入が最後手段として

あります。ユニットというのは、面積、特色、状態、戦略的重要性からなる生物多様性の評価単位となっており、これが10%増となっているかを確認するというものです。

7ページ目です。健全性の高い市場の確立に向け、自然市場フレームワークが公表されて、自然投資基準の開発も併せて進められている状況です。

8ページ目です。オーストラリアの自然修復法についてです。国レベルでも自主的な自然修復市場を設立するために、自然修復法が2023年12月に施行されました。生物多様性プロジェクトについて、方法論に合致して一定の成果を上げているとして、規制当局に承認されれば、プロジェクトの提案者は生物多様性証明書を取得できるとされており、日本の支援証明書制度とも若干似ているところがあると考えております。但し、生物多様性証明書は取引可能となっております。ただし、環境オフセットへの使用は禁止されているという状況です。オーストラリアは、2025年中の施行を目指して、詳細なガイダンス等の整備が進められている状況です。

9ページ目です。日本国内でも、生物多様性クレジットに関連した動きが活発化しています。最近の事例では、東京海上アセットマネジメント株式会社様により生物多様性クレジットに関する方法論の検討がされていたり、大成建設株式会社様よりネイチャーポジティブ評価手法の開発に着手されております。ABINC様では、ネットゲインを目的とした認証制度の開発に取り組まれているということで、近年こういった動きが確認されています。

10ページ目です。先程のページで御報告した国内外での様々な動きに関する調査結果を踏まえ、生物多様性の価値取引の概念をイメージ的に整理してみました。生物多様性オフセットの中に、クレジットが一部あり、クレジットの一要素として、バリューチェーン上で生物多様性の保全を行うようなサプライチェーン・インセッティングや、その他貢献型があると考えています。昨今、こういった生物多様性の価値の評価や価値の取引の動きが、国内外問わず高まっている状況です。環境省としても、国内外の動向、こうした状況の高まりを踏まえ、生物多様性の価値評価や価値取引制度に関して、導入の是非も含めて、国内での中長期的な方向性及び実際に社会実装する際の課題について、次年度以降、検討を行っていきたいと考えています。資料3につきましては以上です。

■ 角谷座長 はい、御報告ありがとうございました。ただいまの資料につきまして、委員の皆様から御質問、あるいは御意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。それでは高川委員、お願いします。

■ 高川委員 ありがとうございます。オフセットについて、次年度以降、検討を継続いただけるということで大変ありがたく思います。恐らくこれが良くも悪くも非常に重要なインセンティブになると思います。是非国内でも検討を続けてください。IAPBのフレームワークについて質問です。目的の2番目にオフセットと書いてありますが、IAPBのフレームワークの中で最も重要なことは、生物多様性クレジットは炭素と違って取引できる空間範囲が限られ、同じ地域でしか取引できないと記載したことと、生物多様性クレジットはオフセットを加速するためのものではないと明言したことと思います。これを見るとオフセットを加速するようにも捉えられてしまうので、そこは注意して資料を使っただけであればと思います。

また、IAPBのフレームワークにしてもTNFDにしても、ネイチャーポジティブイニシアティブの自然の状態評価にしても、結局のところ、まだ自然の状態、特に生態系の質をどう評価するかは何もガイダンスがない状況だと思います。現状、イギリスは、様々なデータをもとに3段階評価をしておりますが、恐らく日本では3段階のような甘い評価をすると、本当に生物多様性を劣化させる方向に関わると思います。インセンティブ検討会の範疇ではないのですが、国内の生態系の質をどう評価するかについては、しっかり国としてもリードしていただければと思います。以上です。

■ 角谷座長 はい、御意見ありがとうございました。事務局から何かありますか。

- 永田室長 ありがとうございます。オフセットについて、誤解を招かないように、十分注意いたします。御意見ありがとうございます。また、現地補償という言い方をしていたかと理解しておりますので、我々も地理的範囲を超えたオフセットが、これによって促進されていることはないという理解です。その点、誤解を招かないような発信は、意識してまいりたいと思います。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。他の会員の皆様から、御質問をいかがでしょうか。森田委員、お願いいたします。
- 森田委員 ありがとうございます。議論に関して、検討会だけの範疇でないという話が先ほどもありましたが、環境アセスメントの委員会でも、こういった生物多様性のオフセットをどのように考えていくかという議論もありました。他にも、気候変動対策と生物多様性の関係をどう考えるか、再生可能エネルギーの導入等、様々な観点でも議論されている中で、私自身どこで包括的な議論がされていくのか、理解していないところではあります。他の検討会とのリンクも考えながら議論する必要があると思いました。支援証明書も、自然共生サイトの範疇を超えた応募もあったという話がありましたが、企業の方々が生物多様性に関する取組を考える上で、今生物多様性にも様々な切り口がある中でどこにアクセスしたら良いのかも含めてまとまった情報がしっかりあることが重要と思います。環境省が様々な検討会での議論をつなげることにも繋がってくると思いますが、様々な議論が出てくる中で整理も必要と思いました。以上です。
- 角谷座長 はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。
- 永田室長 ありがとうございます。幅広い他の分野との連携した議論が必要という点について、そのとおりに思います。環境アセスメントの中で導入するか等、そういった点については、過去の経緯などに踏まえて慎重な議論が必要かと思いますけれど、いずれにしても、この議論については、改めて検討の場をどのような形でセットしていくかという点を検討の上に進めてまいりたいと考えております。
- 森田委員 ありがとうございます。
- 角谷座長 5ページ目に、IAPBのフレームと支援証明書の関係の整理が進んでいるとありますが、この点の進捗は他にございますか。
- 永田室長 ありがとうございます。まさにIAPB側と、意見交換を重ねているところでございます。我々の支援証明書は、取引可能になる仕組みとはなっておりませんが、発想としては、自然共生サイトに対する資源動員が狙いでして、発想としては、近い部分もあるという意見交換をしているところです。

### 3. 閉会

- 角谷座長 はい、ありがとうございました。他の委員の皆様から御発言をいかがでしょうか。それでは活発な御意見、御議論ありがとうございました。来年度から本格運用がスタートするというので、かなり準備が整ってきたと思います。検討会を続けてきましたが、非常に良かったと思っています。発言できなかった内容等あれば、検討会後に事務局宛にメール等でご連絡いただければと思います。それでは進行を事務局にお返しします。よろしくお願いたします。
- 事務局・玉谷 本日は貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございました。最後に、自然環境計画課の番匠課長に御挨拶いただきます。
- 番所課長 はい、自然環境計画課の番匠です。委員の皆様には活発な議論、御意見いただきましてありがとうございます。また、支援証明書ワーキンググループを4回開催させていただいて、こちらも非常に様々な観点から御議論をいただきました。大変感謝しております。これから年度末に向けて、支援証明書の試行版の発行を進めていきたいと考えています。また、来年度以降の円滑な本格運用に向けて、しっかりと取組んでいきたいと考えています。今回、御議

論いただいた資料1、2について、自然共生サイトのインセンティブとも言うべきものですが、こちらの方は、今年の4月から地域生物多様性増進法がいよいよ施行となりますので、法制化によって、自然共生サイトの支援に繋がるように、しっかりと準備を進めていきたいと思っております。また、資料3について、今後の議論の頭出しになります。今後、地域生物多様性増進法の関係が本格運用を進めていくのと並行して、次の課題にも取り組んでいきたいと考えております。引き続き御協力、御支援をいただければありがたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

- 事務局・玉谷 本日の議事録につきましては、作成し、委員の皆様にご確認後、本日の資料を掲載している環境省ホームページにて公開することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。改めまして、委員の皆様につきましては貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴の皆様にご参加いただき、ありがとうございました。それでは、これもちまして、令和6年度 第3回 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会を閉会させていただきます。ありがとうございました。